



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年12月11日金曜日 第165号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）...1060

土地改良区の合併.....（農地整備課）...1060

土地改良区の合併による解散.....（ " ）...1060

保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）...1061

保安林予定森林.....（ " ）...1061

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1061

建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）...1061

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）...1061

指定障害児通所支援事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）...1062

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）...1062

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（ " ）...1062

道路の区域変更（県道無月宇和島線）.....（南予地方局管理課）...1062

道路の区域変更（県道久良城辺線）.....（南予地方局愛南土木事務所）...1063

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1063

### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通企画課）...1063

### 公営企業公告

外来呼出システムの購入.....（公営企業管理局総務課）...1065

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1319号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐輪場の収容台数	1,647台	1,314台	令和2年12月1日	令和2年11月27日

### ○愛媛県告示第1320号

西条市小松町土地改良区から認可申請のあった西条市小松町土地改良区及び小松町第一土地改良区の合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、令和2年12月1日認可したので、同日合併後存続する西条市小松町土地改良区の定款を変更した。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村時広

### ○愛媛県告示第1321号

小松町第一土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、西条市小松町土地改良区と合併したので令和2年12月1日解散した。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1322号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市新宮町馬立3387（次の図に示す部分に限る。）、3391
2 指定の目的
土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新宮町馬立3387・3391（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1323号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1325号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Contains 4 rows of permit cancellation data.

○愛媛県告示第1326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年12月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市吉海町田浦828、829、833
2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年12月11日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Row 1: 監 事, 宇 高 徹 二, 松山市北条932番地

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Row 1: 監 事, 森 田 哲 夫, 松山市北条1060番地4

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
2中局建(開)第33号 令和2年12月3日	伊予郡松前町大字恵久美字安松478番1	松山市拓川町5番22号 メゾン・ド・フェニックス拓川201号 株式会社フェニックス・コーポレーション

○愛媛県告示第1327号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和2年12月11日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850700141	一般社団法人夢ノ杜福祉協会	愛媛県大洲市平野町野田1514番地	新井 真千安	放課後等デイサービス	多機能型事業所チャレンジド・ラボ	愛媛県大洲市中村246番地1	令和2年10月1日
3850300124	株式会社アクティブモア	愛媛県宇和島市新町一丁目1番14号	久徳 壮一郎	放課後等デイサービス	愛ほっと療育ステーション	愛媛県宇和島市佐伯町二丁目3番33号	令和2年11月6日

○愛媛県告示第1328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和2年12月11日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300693	社会福祉法人宇和島福祉協会	愛媛県宇和島市御幸町一丁目2番8号	上 甲 カズ子	就労移行支援	多機能型支援事業所よした	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲103番1	令和2年10月1日
3810300727	株式会社アコンプリシ	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番5号	末 廣 昌 典	居宅介護	ヘルパスステーション笑歩会 保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	令和2年12月1日

○愛媛県告示第1329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年12月11日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3814000166	株式会社ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	亀 島 智 洋	居宅介護	ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	令和2年11月30日
3814000166	株式会社ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	亀 島 智 洋	重度訪問介護	ケアサポートそよかぜ	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地4	令和2年11月30日

○愛媛県告示第1330号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	無月宇和島線	宇和島市坂下津甲37番3地先から 同市坂下津甲96番2地先まで	旧	メートル 39～83	キロメートル 0.093	
			新	76～14.7	0.093	
"	"	宇和島市坂下津甲108番1地先から 同市坂下津甲新19番4まで	旧	44～41.4	0.104	
			新	9.1～45.5	0.104	

○愛媛県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良4433番1地先	旧	メートル 26～29	キロメートル 0.052	
		南宇和郡愛南町久良4433番5	新	60～18.8	0.052	

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良4433番5	令和2年12月11日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月11日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県道路交通規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第1条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p>第1条 道路 交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路 交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路 交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるもの</p>	<p>（公安委員会にする申請等）</p> <p>第1条 道 路 交 通 法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道 路 交 通 法 施 行 令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道 路 交 通 法 施 行 規 則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるもの</p>

を除き、その者の住所地を管轄する警察署又は新居浜市のうち別子山に住所を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所を有する者は西条西警察署（以下「その者の住所地等を管轄する警察署」という。）（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地等を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)~(17) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地等を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第1号及び第2号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

（軽車両の乗車又は積載の制限）

**第10条** 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ)~(キ) 省略

イ 省略

を除き、その者の住所地を管轄する警察署

---



---



---



---

（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）及び質問票の提出、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書及び質問票の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請及び質問票の提出、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請、法第107条第1項に規定する免許証の返納、施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請、施行規則第29条の2の3及び第37条の2に規定する報告書の提出、施行規則第30条の12第1項に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、施行規則第30条の13第1項に規定する運転経歴証明書の再交付の申請並びに施行規則第30条の14に規定する運転経歴証明書の返納にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)~(17) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあつては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第1号及び第2号の申請にあつては、喜多郡内子町に住所を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

（軽車両の乗車又は積載の制限）

**第10条** 法第57条第2項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ)~(キ) 省略

イ 省略

(2)～(4) 省略

(2)～(4) 省略

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊦」を削り、注書2を削り、注書3を注書2とし、注書4を注書3とする。

別記様式第4号中「㊦」を削り、注書を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第6号中「㊦」を削り、注書2を削り、注書3を注書2とする。

別記様式第9号の2中「㊦」を削り、注書3を削り、注書4を注書3とする。

別記様式第10号中「㊦」を削り、注書を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第13号中「印」を削り、注書を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第18号及び別記様式第29号中「印」を削る。

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 更新時講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(更新時講習の受講の申出)</p> <p>第2条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項第1号ただし書の更新時講習の受講の申出は、更新時講習受講申出書(別記様式)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>この場合において、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域以外の区域に居住している者は、その者の住所を管轄する警察署(喜多郡内子町に居住している者は大洲警察署内子交番、西予市野村町又は同市城川町に居住している者は西予警察署野村交番、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に居住している者は宇和島警察署鬼北交番を含む。)又は新居浜市のうち別子山に住所を有する者は新居浜警察署、今治市のうち宮窪町四阪島に住所を有する者は伯方警察署、新居浜市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩鍋川左岸以西の地区に住所を有する者は新居浜警察署若しくは西条市河原津のうち東予集団施設地区に住所を有する者は西条西警察署を經由することができる。</p>	<p>(更新時講習の受講の申出)</p> <p>第2条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項第1号ただし書の更新時講習の受講の申出は、更新時講習受講申出書(別記様式)を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>この場合において、松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域以外の区域に居住している者は、その者の住所を管轄する警察署(喜多郡内子町に居住している者は大洲警察署内子交番、西予市野村町又は同市城川町に居住している者は西予警察署野村交番、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に居住している者は宇和島警察署鬼北交番を含む。) _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を經由することができる。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年12月11日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
  - 外来呼出システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
  - 外来呼出システム 1式
  - (使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等
  - 入札説明書等による。
- (4) 納入期限
  - 令和3年7月21日(水)
- (5) 納入場所
  - 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号
  - 愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
  - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限  
令和3年1月20日（水）午前9時から同月22日（金）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法  
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
令和3年1月22日（金）午後1時30分  
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年1月7日（木）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

### ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Outpatient calling system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 22 January 2021
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794